

第 4 1 7 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 9 月 2 4 日（水）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 9 月 2 4 日、第 4 1 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 7 名

1 番	平 岡	武	1 0 番	広 岡	史 郎
2 番	難 波	靖 通	1 1 番	吉 識	定 和
3 番	宮 内	富 夫			
4 番	釜 坂	道 弘	1 3 番	松 岡	秀 人
5 番	北 山	孝 彦	1 4 番	富 田	昭 市
6 番	福 永	繁 一	1 5 番	小 國	正 子
7 番	小 林	博	1 6 番	日 野	虔 介
8 番	石 野	光 市	1 7 番	高 井	國 年
9 番	東 森	修 一	1 8 番	宇 崎	壽 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 第 5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告・質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 日程第 5 一般質問

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は17名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
日程に先だちまして、岡本教育長より、学校給食への事故米混入についての報告をさせていただきたいとの申し出がございますので許可いたします。
- 教 育 長 貴重なお時間を拝借いたしまして、恐縮に存じます。
福崎町の学校給食に事故米が使われておりましたことについて、ご報告とご説明をしたいと思います。
事故米＝かび米であります。事故米から製造したでんぷんを使った卵焼きが、当町の学校給食用として各学校に提供されておったことが、22日の午前7時49分、姫路の食品卸売業者からの連絡で判明いたしました。
これを受けまして、22日午前10時30分から役場で小・中学校長、幼稚園長、保育園所長等を集めまして緊急の説明会を開きました。
冒頭、町長から、これに至りました経過と謝罪を行っていただき、同日、保護者に対しておわびの文書を出しました。現在のところ健康被害があったという報告は受けておりませんが、異常があれば学校等を通じて連絡をお願いしております。
主な経緯は、新潟県の島田化学工業が政府から購入した事故米＝かび米であります。事故米から製造した米粉でんぷんを用途を限定せずに東京の食品販売会社すぐる食品に販売をいたしました。そのすぐる食品は、そのでんぷんを使って厚焼き卵等を製造し、姫路の食品卸業者泉平を通じ福崎町の学校給食用として納入されてきました。
福崎町の給食センターで確認を行った結果、事故米で製造された納入加工品は関西風手づくり厚焼き卵、こだわりだし巻き卵の2種類でありまして、平成17年4月から平成18年12月にわたり計5回、1万320食が学校給食として各小・中学校、幼稚園、公立私立の保育所に提供いたしました。安全・安心でなければならない学校給食でこのようなことになりまして、園児、児童・生徒、保護者、住民の皆さんに多大なるご心配や不安をおかけいたしましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。
今後は、より一層安全・安心な給食提供のために最善を尽くし、再発防止に努めてまいります。
以上で、ご報告を終わります。
- 議 長 それでは、付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

- 議 長 それでは、日程により本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。
議案番号並びに関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願いを申し上げます。
それでは、質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第２ 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

９月８日の本会議２日目において、１４件の案件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

これから各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いをいたします。

まず、決算審査特別委員会からお願いいたします。事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

釜坂決算審査 決算審査特別委員会より説明を申し上げます。

特別委員長 ８日の本会議において設置されました決算審査特別委員会は、委員長に私、釜坂道弘、副委員長に石野光市議員が選出され、９日、１０日、１１日の３日間、付託されました議案第５９号から議案第６３号までの５議案について慎重に審査を行いました。その結果は、事務局朗読のとおり、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

議案第５９号、平成１９年度一般会計歳入歳出の決算認定については、歳入総額は６６億９７万９,５３６円、前年度比９７.１％、歳出総額は６４億３,６８２万１,７６３円、前年度比９７.７％と歳入歳出とも減少をしております。

歳入総額では、前年度比１億９,７７７万１,３４６円、２.９％の減となっておりますが、増加したものの中には、歳入総額の５０.７％を占める町税が２億７,１８７万９,４０７円の増、地方交付税が１億６,７９６万９,０００円の増、国庫支出金が８,７２７万４１５円の増、繰越金が８,３７１万５,２８９円の増となっており、一方、減少したものについては地方譲与税が１億４,４６３万５,５１５円の減、自動車取得税交付金が２,１７８万５,０００円の減、地方特別交付金が６,５０１万４,０００円の減、寄附金においては町制５０周年記念事業の寄附金がなくなり、１,８３１万５,５２０円の減、繰入金は財政調整基金の高額繰入れがなく、１億８,７５９万６,６２９円の減、町債３億５,３７４万８,０００円の減などが主なものとなっております。

審査においては、議案に対する質問や意見が多く出され、答弁を受けてまいりました。

主なものは、町税や使用料における未収金、収入未済額について、滞納整理委員会で効果的な徴収方法の検討等、今後さらに徴収に努力していただきたい。

また、委託契約について、随意契約も数多く見られるが、容易な契約に頼ることなく競争意識が働く入札、または見積もり合わせ等、今後検討をお願いしたい。

次に、教育費については、産業課とも連携の上、地産地消の推進を図り、子どもの食育への取り組みに努めていただきたい。また、中学生の不登校の数が全国平均を多く上回っているようであるが、早急な改善策の実施を求めている。

議案第６０号、清掃事業特別会計については、起債償還があと２年で完了する中播衛生施設事務組合の施設は老朽化し、その将来の運営計画には十分な検

討をお願いしたい。

議案第61号、国民健康保険特別会計については、不納欠損が660万円計上され、収入未済額が1億4,000万円以上となっております。今後の大きな課題であります。

次に、議案第62号、老人保健事業特別会計については、国民健康保険事業特別会計から2億2,358万9,867円が老人保健医療費拠出金として支出されておりますが、明細書にあらわれてこない。これはどこに収入されているのかの問いがありまして、支払基金交付金の中に含まれておりますとの答弁がありました。

議案第63号、介護保険事業特別会計については、介護認定の審査の手続が速やかにできるように努力してほしい。また、在宅での介護が十分にでき得る施策の充実を図ってほしいとの意見がありました。

以上、議案ごとに審査を行い、現地視察として、東広畑古墳、八千種小学校体育館暗渠工事、あわせてまつり倉庫、中島井ノ口線道路新設工事の用地取得地、福崎幼稚園、旧商工会館における町史の保管状況を確認いたしました。

採決の結果は、冒頭の報告にありましてとおり、全員賛成で認定することに決しました。

以上で、報告といたします。議員各位におかれましては、ご審議を賜り、ご賛同いただきますようによりしくお願いを申し上げます。終わります。

議長 ただいま、決算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 総務文教常任委員会から報告をいたします。

常任委員長 付託案件、議案第67号、議案第70号、2件について慎重審議をいたしました。審査の結果は、事務局朗読のとおりです。付託案件2件について、全員賛成で可決することになりました。その審査の経過について補足説明いたします。

去る9月12日に、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと委員会を開催いたしました。

議案第67号につきまして、清掃管理などの規則は考えているのかとの問いに、考えていないということでした。

駅前の公衆トイレは住民生活課、辻川界限のトイレは産業課で管理するそうです。

議案第70号について、サルビア会館の漏水修理に係る施設修繕料について質疑がなされ、4月分の水量が倍になったことが確認されて修理されたとのことでした。

東中学校の教訓がすぐに生かされたことが評価されました。

住宅管理委託料の弁護士委託料について質疑がなされ、住宅使用料滞納者への明渡し請求及び民事調停を起こすための費用で、議案が可決された後、進めていきたい。3ないし5年をめどに納付という形になるのではないかとのことです。

以上、付託案件、議案２件について原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。皆様のご賛同を得ますようよろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議長 ただいま、総務文教常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

高井民生 本会議中に付託されました３件につきましては、結果、事務局の朗読のとおりでございます。９月１６日に第１委員会室で関係各位、また委員全員出席のもとで、結果的には３案件とも全員賛成で可決させていただきました。

経過報告でございますが、議案第６８号、町営住宅の明渡しなどに関する訴えの提起などについてということでございます。この分につきましては、すぐ質問も出たわけでありましてけれども、個人情報の保護というのが少しネックになったようであります。

また、内容などもお聞きする中で、保証人に対するウエートをもっと置くべきでないかということでございます。この本人自体は、多重債務ということで行政に関する債務でも２４０万円ほどの滞納金があるということでございまして、また、１９年度から設置されておられます滞納整理対策委員会を通じてご努力はなさっておられるんですけれども、悪質ということで今回のようなことになりましたので、委員会としては了承させていただきました。

この件につきましても、自己破産というのが発生したらどうするのかということまでも踏み込みの話がありましたけれども、これは流れですので、それを見てからの結果となるということでございます。

また、議案第６９号につきましては、町営住宅の滞納家賃などに関する調停申立並びに明渡しなどに関する訴えの提起などについてということでございますけれども、この分につきましても、個人情報とは別として、年齢とか家族構成等いろいろなものをお聞きさせていただいた中で、結果的には全員賛成で可決させていただきました。

議案第７１号の平成２０年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、特に問題なく可決させていただきました。

以上３件、全員の意見で可決させていただきましたけれども、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま、民生常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

難波産業建設 産業建設常任委員会から議案の審査内容について報告を申し上げます。

常任委員長 9月8日の本会議で当委員会に付託された議案は4議案です。

9月17日、第1委員会室で町長、副町長、技監、会計管理者、関係課長、関係者の出席を得て審査を行いました。審査結果については、ただいま事務局の朗読のとおりであり、4議案とも全員賛成で原案を認定可決することとしました。審査の経過を報告し、補足説明といたします。

現地調査は南大貫の津染池、田原地内の町道認定をする2313号線、2314号線、下水道浄化センターに行き現地確認をいたしました。

議案第64号、平成19年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出総額ともに2億6,405万3,061円を認定しようとするものであり、委員から特に質問はございませんでした。

議案第65号、平成19年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入26億3,341万8,159円、歳出25億9,341万8,159円、歳入歳出差引額4,000万円で翌年度への繰越明許繰越額4,000万円を認定しようとするものです。委員から負担金の収入未済額約654万円の内容と徴収方法について質疑があり、3年間の分納もあるが、17年から19年は31名で約398万円、18年から19年は48人で192万円、19年は14人で62万円、最高は38万円とのことであり、徴収は督促状の発送、夜間徴収を行っているとのこと。徴収に向け、鋭意努力されるよう求めました。

汚泥の処理委託料767万円について質疑があり、4月から6月は中播衛生センターで処理をされております。投入量は670t、処理費1t当たり6,360円、7月から翌年の3月については大阪セメントに委託をされ、脱水汚泥を258t、処理費1t当たり1万6,000円との説明がございました。大阪セメントへの汚泥は85%の水分を含むものとされており、15%を脱水することによって汚泥の量は大幅に減少しており、コスト削減には大きな効果があるように見受けられました。

水洗便所等改造資金助成金981万円について質疑があり、374件とのこと。水洗化に大きく寄与しているとの感じを持ちました。

本工事の下請や事故防止について質疑があり、下請は2次下請まで毎週金曜日に施工業者と担当課で打ち合わせを行い、工程管理や業者間の調整を行っている。住民への迷惑にならないことを最優先しているとのことでありましたが、安全第一で工事をしていただくようお願いをしておきます。

議案第72号、福崎町道路線の認定は開発により田尻地内の2313号線、2314号線を町道として認定するものであり、質疑は特にございませんでした。

議案第73号、福崎町営土地改良事業は、南大貫地区の津染池が老朽化し、漏水しているので、町営により改修するものです。21年着工、22年完了、事業費は4,700万円、国が3,995万円、受益者705万円です。質疑は特にございませんでした。

以上で、産業建設常任委員会より報告を終わります。十分審議を賜り、議員の皆さん方の賛同を賜りますようによろしくお願いをいたします。

議長 ただいま、産業建設常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 次の日程は、討論・採決であります。
議案番号順に1件ずつ進めてまいります。
それでは、議案第59号、平成19年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第59号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)
- 議 長 起立多数であります。
よって、議案第59号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、議案第60号、平成19年度福崎町清掃事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第60号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第60号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、議案第61号、平成19年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第61号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第61号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、議案第62号、平成19年度福崎町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第62号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 2 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次は、議案第 6 3 号、平成 1 9 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 6 3 号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 3 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次は、議案第 6 4 号、平成 1 9 年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 6 4 号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 4 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次は、議案第 6 5 号、平成 1 9 年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 6 5 号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 5 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、議案第 6 7 号、福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 6 7 号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第６７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６８号、町営住宅の明渡し等に関する訴えの提起等について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第６８号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第６８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６９号、町営住宅の滞納家賃等に関する調停申立並びに明渡し等に関する訴えの提起等について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第６９号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第６９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第７０号、平成２０年度福崎町一般会計補正予算（第２号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第７０号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第７０号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第７１号、平成２０年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第７１号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第７１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第７２号、福崎町道路線の認定について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第７２号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第７２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第７３号、福崎町営土地改良事業の施行について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第７３号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第７３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で本定例会に付議されました案件で審査報告のありました案件の討論、採決を終結いたしました。

日程第４ 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。
お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出、また、道路線等級調査特別委員会並びに議員定数調査特別委員会から閉会中の継続審査の申出が議長あてに提出されております。
事務局に一括して朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
なお、道路線等級調査特別委員会並びに議員定数調査特別委員会から中間報告書が議長あてに提出されております。その写しを配付しておりますので、ご覧をいただければ幸いかと存じます。

日程第５ 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。

しばらく休憩いたします。再開は１０時４０分といたします。

◇

休憩 午前１０時２０分

再開 午前１０時４０分

◇

議長 会議を再開いたします。
今回の一般質問の通告者は１２名であります。
それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。
１番目の通告者は、松岡秀人君であります。
１．河川整備（下水、雨水の排水幹線を含む）について
２．前回質問事項その後について
以上、松岡議員どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号１３番、松岡秀人でございます。議長の許可をいただき、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほどの決算認定も無事終わり、上程された議案もすべて議決可決されました、理事側の方は、ほっとして安堵されておると思いますので、私もすっきりとさわやかな質問で終わりたいと前もって通告をしておきます。

通告は河川整備と前回質問事項その後についてであります。まず最初に、前回質問事項その後についてであります。

私が、６月の定例議会で質問させていただきましたときに、１８年度の文珠荘、株式会社輝の決算書の中で、雑収入と未収金のことで少し質問させていただきましたが、そのとき税務課長の答弁がありまして、現金発生主義あるいは契約主義の会計では、そのとおりであるという結論をいただきまして、この点に関しては関係各位にご迷惑をおかけいたしましたこと、お詫びしておきます。どうもすみませんでした。

それでは、１８年度、１９年度の決算損益計算比較書に基づいて少し質問をさせていただきたいと思います。

まず、広告宣伝費であります。１８年度は９万７,５００円、今年度は幾らになっておりますか。

健康福祉課長 １９年度の広告宣伝費はゼロ円となっております。

松岡秀人議員 広告宣伝費がゼロ円、前年度は９万７,５００円、そう大した金額ではないと思うのですけども、宣伝広告費なしで売上げが前年度よりも伸びているということは、何もしなくても売上げが増えていると理解していいのでしょうか。その点はどうでしょうか。

健康福祉課長 １８年度につきましては、宣伝広告費ということで、日本写真ニュースとか、それぞれ広告費を支出しておりますが、１９年度は、広告費はございません。

しかし、売上げ、諸物価も高騰しておりまして、その辺で努力はされております。

松岡秀人議員 売上げが増えて、そして売上総利益、これも増えていると。売上げが増えて利益が増える。そしたら、おのずから利益も増えるのではなかろうかなと思っていたところが、営業利益では１,２５０万円の赤字、こちらからの指定管理委託料を差引いても２８０万円そこそこの赤字と。これはどう理解したらいいのか、私の経営感覚、以前やっていた商売、今も少しやっておりますけども、ちょっとわからないんですけども、その辺の説明をよろしくお願いいたします。

健康福祉課長 ご指摘のとおり、売上総利益では２００万円程度の増となっております。しかし、一般管理費等の経費では４４０万円ぐらいが昨年と比較しまして増となっ

ておりまして、諸物価の高騰の影響や備品等の購入に対する経費、また、19年度は新たに消費税等が課税となりまして、結果的に損失が増える結果となっております。

松岡秀人議員 どういう経営方針でなさっているのかわかりませんが、売上げが増えて、利益も増えている。そしたら経費もできるだけ切り詰めていただきまして、やはり健全な経営にもっていかれるようにこちらから求めてもらいたいんですけど、どうですかね。

健康福祉課長 19年度の結果を踏まえまして、指定管理者であります株式会社輝には文書で改善を求めました。経常利益が2年にわたりまして損失となっておりますので、今後サービスの低下を招かないよう、公の施設として十分配慮いただき、収入の増、経費の節減に努めていただくということを申し入れました。

松岡秀人議員 それでは、この指定管理者制度を導入されて18年度、19年度と、この文珠荘において、どれだけの経費が削減されたのか、その金額、18年、19年合計でよろしいですからお願いいたします。

健康福祉課長 指定管理者の導入によりまして契約は5年間でございます。18年度では削減額は230万円、19年度では280万円、あと、3年間合計しまして1,650万円という削減を見込んでおります。

松岡秀人議員 というのは、現在18年度、19年の2年間は計画どおりにいっていると理解してよろしいんですか。

健康福祉課長 去年はできていると思っております。

松岡秀人議員 それでは、この9月は老人敬老月間といわれておりますが、文珠荘の無料券というのを配付されておると思うんですけども、何歳以上の方に配付されておりますか。

健康福祉課長 老人月間におきます大広間の無料券でございますけども、老人会員ということで65歳以上の方に配付をしております。

松岡秀人議員 それでは、65歳以上の方は全町に何名ほどいらっしゃいますか。

健康福祉課長 19年度につきましては4,031人の方に配付をいたしました。

松岡秀人議員 それで4,031人っていう数字ですけども、そしたら、その使用枚数、使われた人は何枚になりますか。

健康福祉課長 利用された方の枚数でございますが、昨年9月、10月で510人となっております。

松岡秀人議員 510人ということは、ざっと1割2分5厘ぐらいと思うのですけれども、4,031枚も発行されていれば、せめて2割、3割、1,000人近い倍ぐらいの人が利用されるように努力を。ただ、老人月間だから、はい、無料券を配っておきますよと。あとは知らん顔じゃないですけども、何かその辺にもう少し考える方法がないのかなと思います。せっかく無料券を配付されているのであれば、いろんな事情はあろうかと思いますが、せめて2割、2割5分ぐらいの方が利用されるための努力や方法を考えられたことがあるのか。もしあるなら、どういう方向性をこれから計画されるのか、そういうお考えがありましたらお願いいたします。

健康福祉課長 ご指摘のとおり、昨年の利用率は12.7%と1割強となっております。この無料券につきましても、文珠荘が新しく始まってから継続しているわけですが、利用率も今ご指摘のとおり下がっております。今後、ほかの方法も視野に入れまして検討を加えていきたいと考えております。

松岡秀人議員 それでは、まずそういう検討を。できるだけ多くの人にやはり無料券を使ってもらうために、インプットされてもアウトプットされないように、どういう効

果があったかというところまで検討されることを求めています。

続きまして、河川整備に入りたいと思いますが、近ごろ局地的な集中豪雨による事故や災害が都市部で相次いでおります。7月28日には神戸灘区の都賀川で一気に増水して、河川敷で遊んでいた小学生ら5人が死亡しました。この現場近くの水位は、わずか10分間で134cmも上昇したといわれております。また、先月8月5日には、東京を中心とする関東地方での集中豪雨の折には、下水道の工事現場で、やはり作業員5人が流され死亡するという痛ましい事故が起きております。

このように最近の豪雨災害は、どこで起きるかわからないゲリラ的豪雨災害であり、つまり水を通さないコンクリートやアスファルトでかためられている都市部は、やはり下水道や河川に大量の雨水が一気に流れ込んで、その場で雨が降っていなくても大惨事を起こす可能性があると言われております。

ちなみに、1978年から1987年度までに、兵庫県内で観測された1時間に30mm以上の激しい雨の回数は33回、1998年から2007年度までに30mm以上の激しい雨の降った回数が53回というふうに結構ざっと1.6倍にふえたという気象庁のデータがあります。

また、県内主要の4地点、神戸、姫路、豊岡、洲本では50mm以上の非常に激しい雨は、これも同じく1978年から1987年度までは5回、1998年から同じく2007年までは13回と、結局大幅にふえております。これは地球温暖化の影響もあるというふうに言われておりますが、まだその原因は不明なようであります。

先の都賀川の水難事故では、水辺に親しむように川沿いの遊歩道などが整備された親水施設で起きた事故であります。高度成長期ごろまでには、川のはんらんを抑える治水、あるいは利水対策に重点が置かれていましたが、1997年度に河川法が改正され、環境に配慮した河川整備が盛り込まれて以後、親水施設の設置が広がったと、そのようにされております。

そこでお尋ねいたしますが、福崎町で都賀川と同じような親水施設等を整備された河川はありますか。

まちづくり課長 今申されました神戸の都賀川と同様の河川の構造も三方コンクリートで。下が親水的なスペース、そういったものにつきましては、町内の県管理の河川でもございませんし、町河川でもございません。

松岡秀人議員 そういう親水施設等を整備したところはない。そしたら現在、都賀川と同じような事故が起きる可能性はないですか。ないでしょうね。

まちづくり課長 現場の状況とか時間的なもの等、川の勾配、地理的なものを考慮しまして同じような事故が起きる河川はございません。

松岡秀人議員 なかったら、それが一番いいと思うのですが、そしたら現在、福崎町を流れている河川の種類と河川名、小さな川はいいですから大きな川、どういう川があるのか、それぞれ何級河川なのか、確認のために、お答えいただければありがたいです。

まちづくり課長 町内に県管理の2級河川の市川を初め、七種川、平田川、雲津川及び西谷川の5本の河川がございます。町管理の普通河川につきましては26本ございます。

松岡秀人議員 今すごく早く言われたので、市川、七種川、平田川、雲津川、西谷川ですか、それが一応2級河川、というのは県河川。市川は県河川というのは長さ、広さそういう流域面積とかで大体私のような素人でもわかるのですが、平田川とか西谷川、雲津川、七種川、それがなぜ2級河川なのかちょっと私わかりかねるので、わかる範囲でよろしいから、何か区分があれば教えてもらったら参考にな

と思うのですけども。市川は大体こんなもんかなと。七種川とか平田川は県河川かなと、ちょっとそれが理解に苦しむんですけど。

まちづくり課長 河川の場合は、本流と支流があるんですが、主な支流も含めて同じ等級、2級ということになっております。市川の場合、本流市川と、それから支流の今言いました七種川等の主な河川は同等の2級ということになっております。

松岡秀人議員 何かわかったような、わからんようなことですが、大体そういうことなんですか。そしたら、その市川は現在2級河川ですけども、それを加古川と同じように1級河川に格上げというか、見直しなどはできるのか。そういう要望は過去に出されていたことはあるのか。出してもこれは無理やから初めから出さないのか。もう1級河川と2級河川の区別はこんなもんやというふうになつとるのか。そこを樋口技監に県の考え方として、どういうふうと考えられているのか、わかる範囲でよろしいですからお答えをよろしくお願い申し上げます。

技 監 1級河川につきましては、河川法施行規則によりまして定めがございまして、1級水系というのが、例えば河川の流域面積はおおむね1,000km²というのとかいろいろ5項目ほどの項目、あるいは複数の都府県にまたがっている川とか、そういった要件でもって国の方で指定しているものでございます。

それで、県の方から市川を1級河川に格上げという動きはございません。最近の動きで申しますと、国の直轄事業を地方へ権限委譲するという流れがございまして、現在国土交通省は全国知事会を窓口にして、そのような地方へ移譲できるようなものがないかというのは検討中でございまして、そういう範疇で申しますと、逆に1級から2級への格下げ、その1級と2級という言い方をそのままにするかどうか、1級河川であっても国管理を県管理に管理を変えろという方向性のようでございます。

松岡秀人議員 2級河川を1級にするというたら難しいし、1級から2級におろされる可能性のあるところもあると。そういうときは一緒に予算、お金も一緒につけて、それで管理しなさい、としたら皆さん喜んで文句は出ないと思いますけども。

それで、この1級への格上げ等の見直しはできないということで、現在福崎町の河川の水位を測る監視カメラが設置されておると思うんですけども、確認のためにお尋ねいたします。それらの河川名と場所はどうかになっておりますか。

住民生活課長 4カ所ございまして、市川の月見橋、香福橋、七種川の福田水源地のところにありまして七種橋、それから、平田川の余田の児童公園のところの地藏橋を見るように設置をしております。

松岡秀人議員 そういうふうにして設置されているカメラがあるんですけども、これらは例えば緊急の場合の情報を町民さんにどのような方法で伝達し、知らせるのか。

今回の都賀川は距離が短いし、勾配はきつから伝達等も間に合わなかったかなという感じもするんですけども、普通は、少しでも余裕があれば早く伝達して、危険を知らせられれば避難もできるかなと。その伝達方法としてどういう方法をとられるのか、その点をお願いします。

住民生活課長 福崎町の水防計画や地域防災計画に定めがあるんですけども、必要な地域に対しましては防災行政無線とか広報車等によりまして周知をすることになっております。

松岡秀人議員 そういう後で後悔にならないような周知を、ぜひ徹底してほしいと思っております。

それで、この9月2日でしたかな、福崎町に1時間に60mm前後のものすごい集中豪雨があったと思うんですけども、そのときの被害状況というのはどうなっておりますかね。例えば、氾濫があったか、なかったのか。床上、床下

があったか、なかったのか。その場所名と箇所がわかればお答え願えますか。

総務課長 ちょっと資料を持ち合わせてないんですが、床下浸水につきましては、馬田で1件、吉田で1件、中島で1件と辻川で1件、このように4件を聞いております。

松岡秀人議員 床下浸水が4件と。それと道路の冠水等の場所はありませんか。

総務課長 道路の冠水につきましては、南田原の福崎インターチェンジ付近と聞いております。詳しくは、まちづくり課長から報告があると思います。

まちづくり課長 播但道の西側でございます。その道路が冠水をいたしました。

松岡秀人議員 播但道の西側ですね、そこが冠水するということは、つまり下の排水設備ができてないというふうに大体仕事はわかるんですけども。それはずっとたどっていけば、川すそ川へ流れ込むというふうになっておりますね。現在、川すそ川は市川の左岸から工事を一生懸命にやってもらっておりますが、現在この川すそ川の事業認可の範囲、都市計画で決定されているのは、これは福崎町南田原字境から播但道の下南田原字山ノ下まで延長1,210mというふうになっていると思うんですけども、現在その間に事業認可の範囲は何mぐらいになっているのか、お答え願えますか。

下水道課長 川すそ川の事業認可の件でございますが、先ほど議員さん言われましたとおり、都市計画法の計画決定は平成6年に、おっしゃいましたとおり1,210mが計画をされております。そのうち事業認可を受けております範囲は560mでございます。

松岡秀人議員 560mというのは、市川の左岸からずっと東へ560mですか。

下水道課長 延長560mの範囲は、上流は長目雨水幹線、ちょうど道路でいいますと吉田中島線の突き当たり川すそ川と交わるところから、下流は市川まで中播衛生のすぐ南側まででございます。

松岡秀人議員 一応事業認可の範囲は560mと。現在、その中で、進捗状況はどうなっておりますか。

下水道課長 現在の水域は完成している部分ということでございますが、平成18年度の工事分として125mと、平成19年度工事をしました88.5mと合わせて213.5mができております。全長が560mでございますので、工事ができている部分としての進捗率は38.1%となります。

松岡秀人議員 その560mの事業認可の範囲は、完成予定は一応何年先を見込んでおられますか。

下水道課長 川すそ川及び長目雨水幹線等につきましては、都市計画道路であります中島井ノ口線、これの完成が平成23年とされております。その中で、当然ながら、その下に入れていきます雨水渠、これができ、またこれに流れてくる雨水対策として全延長ができてないといけないという観点からいたしまして、平成23年度までには完成をしたいと考えております。

松岡秀人議員 中島井ノ口線の完成よりもちょっと早く、できるだけそのようにしてもらいたいわけですが、都市計画審議会で延長1,210mでありながら、事業認可の範囲が560mで残り650mがまだ事業認可されてないとの報告があった。

なぜこういうことを言うかといいますと、先ほどの大雨のときに詰まって道路が冠水するというのは、播但道の下から650m区間がまだ事業認可もおりてないところに問題があるからで、やはり南田原の特に川すそ川の上流部分、前も釜坂議員がライフあたりで開発が結構されておると言われていましたが、開発がされるということは、コンクリート張りになって水のはけも早い。一番

南の川が川すそ川になるんですよ。終点が一番被害が多くなるんですよ。上で大雨が降っても大体下流で事故が起きる。河川は下流から改修する、これは常識です。

現在 5 6 0 m の事業認可はありますけども、続いて、都市計画審議会で決定されている残りの 6 5 0 m についての事業認可を早い目におろしてもらえれば安心かなと。こっちがもうすぐ済むから続いてできますよというふうにされれば、住民さんも少々上で開発があってもやってくれたら排水も楽やし、床下とか道路冠水、その他の被害も少なくなるんじゃないかなと思います。個人的な我田引水になりますが、事業認可に関して、それは財政的な問題があつてなかなか答えにくいと思いますけれども、現在、課長はどのようにお考えですか。

下水道課長 議員おっしゃられましたとおりでございますが、確かに前々回の議会でもご質問があつたとおりだと思うんですが、上流の田尻区の開発の問題でありますとか、それまでの西光寺地区、また、中島・吉田地区等の排水については、結構大きな雨で冠水しているという状態も見受けられます。ヤゴ川の上流につきまして、改修することは、河床を下げてカーブを大きくすれば、当然水はけ自体がよくなっていくものと考えておりますし、都市計画決定をされているということから、その重要性も当然認識しておるわけでございます。

今おっしゃいましたとおり、すべてはその事業費等のこともございますので、ただ、今は下流の川すその井堰の問題もありまして、少し時間がかかつておるような状態でございます。

それと、現在は污水排水事業における面整備も非常に重要に進めておるところでございます。具体的なその時期というのは、なかなか設定するのは難しいとは思いますが、今後、大きな町財政の負担をかけることとなりますので、内部でよく相談をして計画を策定していきたい、このように考えております。

松岡秀人議員 それでは、その早急な事業認可を強く求めておいて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、松岡秀人君の一般質問を終わります。

次に、第 2 番目の通告者は、釜坂道弘君であります。

1. 幼保一体化について
2. 都市計画道路について
3. 河川整備について

以上、釜坂議員どうぞ。

釜坂道弘議員 議席番号 4 番の釜坂道弘です。

今回、通告させていただいているのは、幼保一体化について、主に幼稚園の今後の施設の建設についてお尋ねしたいと思います。

それから 2 点目は、都市計画道路について、これは三木栄栗線のうちの都市計画道路に入っております大門西治線、辻川田尻線の計画変更について、これは、もうまちづくり課の方にお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点ですけども、先ほども河川の質問が出ましたけども、河川整備について、これは主に環境整備についてお尋ねをいたしたいと思います。これはまちづくり課と一部社会教育課の方にお尋ねしたいと思います。

それでは、1 点目からお尋ねをしたいと思います。

福崎町が幼保一体化に取り組んでおられるわけですけども、今までの経過、それから今後どういうふうになるのかということをお尋ねしたいと思います。

経過としましては、17 年 3 月に福崎町次世代育成支援対策行動計画を策定され、この幼保一体化については、子どもたちが小学校に入る就学前までの教

育ということですが、小学校・中学校での義務教育、そして高校・大学での教育、さらには生涯にわたる人間形成の基礎を培うという意味では、非常に重要な時期であることは言うまでもないわけで、福崎町では、次世代の教育ということで取り組みをされました。

それから、18年7月には福崎町の次世代育成支援対策地域協議会が報告されておりますけども、その中には、児童の健全な育成と町民のニーズに合った保育メニューに対応できる環境づくり、安全でゆとりのある夢の施設の実現、すべての児童が平等に就学前の保育、教育を受けられる施設の建設及び運営ということで報告されております。今回は、運営までお聞きするつもりはないんですけども、建設の方についてお尋ねをしたいと思います。

福崎町教育委員会に対して、総務文教常任委員会で「基本構想を提出してくれ」と何回も質問し、他の議員さんからも質問が出まして、その時には、この平成21年4月に福崎小学校区に一体化施設の開設予定ということが出てきました。

その中で、ほかの3校区についても順次、公平性に努めるというふうな基本構想が出てきております。教育というものは、どの児童にも等しく教育を受けるとというのが基本であります。そして、今回、来年の4月に福崎小学校区に一体化の施設が開設予定ということで工事もお進んでおりますけども、その他の3校区についての計画をまずお尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 福崎幼稚園については順調に工事が進んでおります。

今、議員さんのご質問、他の3校区はということですが、私たちがいたしましては、福崎幼稚園をモデルとして他の校区への発展という考えでおります。できるだけ早く他の校区につきましても建設ができるように努力していきたいと思っております。教育委員会の考えを町長部局へお願いをしているところです。

釜坂道弘議員 そしたら、ほかの校区はまだいつごろにどうするかというのは全く決まっていんでしょうか。

学校教育課長 今、ここで他の3校区について何年度に建設するということまでは至っておりません。できるだけ早く建設ができるように努力をさせていただきます。

釜坂道弘議員 そんな公平性に欠けるようなことでいいんでしょうか、教育についてね。せめてそういった今後の計画、策定を早急にしてもらわないと。今も言いましたように公平性とか、教育はだれでも等しく受けられるという立場から、やはり町民には説明ができないと思うんです。しかもこの教育委員会の管轄で考えてみましたら、財政面からも今から非常に難しくなるような時期が来ると思うんです。例えば、学校校舎の耐震工事とか、非常に財政的に厳しい中で、財政の方と関係が深くなると思うんですが、そういったものを構想が全然できてない、計画ができてないというのは、非常に問題があるんじゃないかと思うんですけど、教育長いかがでしょうか。

教 育 長 今も課長が答弁申しましたように、教育委員会としては一刻も早くほかの3地区の一体化について建設計画をお願いしておるんですが、このことについて財政当局の方と今後詰めていきたいと思っております。

釜坂道弘議員 そしたら来年の4月から福崎町では幼保一体化の施設ができて、そこで始まる。ほかの校区は一刻も早くというだけで何もわかってない。ほかの校区の方に聞かれたら、どない返事するんですか。「一刻も早くするそうですよ」と。「いつごろなんですか」「さあ、私にはわかりません」と言わざるを得ないですね。

ですから、例えば2年先とか3年先ずつにずっと順番に、どんな順番かわか

りませんよ。田原が先なんか、八千種が先なんかわかりませんが、せめてそういった計画がなければ、教育委員会としても非常に問題があるんじゃないでしょうか。教育長どうですか。

教 育 長 公平性という面からしますと議員の言われるとおりでして、しかし、これは財源の問題もありますので、教育委員会だけで何年後にどこそこというのをなかなか答えにくいものであります。

釜坂道弘議員 そしたら教育委員会としての考えはどうでしょうか、教育長。

教 育 長 教育委員会としては先ほど申しましたように、できるだけ早くということなんです。議員も言われましたように、学校の耐震補強工事も切羽詰っておりますので、できるだけ早く幼保一体化について、あとの3校区の計画ができればと、それしか今のところは答弁することができません。

釜坂道弘議員 どうもね、そこら辺が私には腑に落ちんですけど、ある程度計画がなければね。幼保一体化というような大きな教育上の問題ですね、大きな事柄ですよ。それがあとのこと何も考えんと、とりあえず福崎でひとつやってみよかということしか私には受け取られへんのですけれども、それではちょっと問題があり過ぎじゃないかというように思います。

財政面では、それはもちろん今から難しいね、今も言いましたように、校舎の耐震とかいろんな問題で非常に難しい時期に入ると思うんです。まだ三木家住宅もありますしね。そうなってくると、そういうことを全部踏まえてですね、計画がなければどないして今から教育委員会として進んでいこうと考えてられておるんですか。ちょっとお尋ねしときます。

教 育 長 今言われましたその3点について、何とかしないといかんという気は常に教育委員会としても議論しておるところでありまして、なかなか何年後にどこそこ、何年後にどこことというのは今の時点で答えるのは非常に難しいところであります。

釜坂道弘議員 いや、そんな答弁では、ちょっと納得して、じゃあ次にまいますというわけにはいかへんのや、私もね。早急にそういうことはね、先にきちっと計画立ててもらわないかんと思うんです。

町長、どうですか。今の私の意見。

町 長 釜坂議員もご承知だと思いますけれども、姫路市ひとつ見ていただきましても、小・中一貫の学校でやるというところもあれば、小・中を別々にやるというところもありまして、最近是非常に個性的な教育行政が求められておるわけでありまして、すべて一貫してやるということでもないわけでありまして。姫路が全部小・中一貫でやるかというのと、そうもでないんですね。それでは不公平やということになります。どここの区も小・中でやっておるところもあれば、小学校は小学校、中学校は中学校でやっているということです。教育委員会は、今言いましたように、そういう計画を立てられるというのは当たり前ですが、町長部局がそれで計画立てられたからすべて同時にそれでは建てますかといいますと、それはやっぱり財政等いろんな計画がありますし、極めて個性的な内容で教育は進んでおるわけでありまして、画一教育というのは、だんだんこのごろは否定されてきているというのが流れでありますから、そういう個性のある問題が求められているわけでありまして、条件が整ったり、財政が整った段階で順次進めていくということに何ら不公平性はないと考えております。

釜坂道弘議員 町長言われるその個性的な内容がいろいろとあるというのは他所の話ですけども、福崎町は既に幼保一体化で進んだわけですね。進もうとしておるわけですね。もう既に来年福崎にできるんですから。そしたら、ほかの校区はいつごろなんかというのは計画の中にもある程度入ってこないと、それでは行政は行き

当たりばったりのように私ら考えてしまうわけですね。

これには、いろいろな財政面の問題やいろんな教育があり、それらが絡んでくるのはよくわかっておるんですけども、今後福崎町として幼保一体化についてどういう計画でもって進めようとしているんだということが私らにわからない、今の答弁では。これ財政的にできるようになったらやろうか。それがいつごろやわからへんと。５年先か１０年先かわからへんのやということでは、ちょっと町民が皆納得できるでしょうか。

町 長 納得してもらおう、してもらえないということもあるでしょうけれども、現実の問題として財布がそれについていくのかどうかということが、やりますと行ってここで言ってもですね、それがついて回らなければならないわけでありますから、そのために一生懸命努力しますが、それではいつその財布が満たされるのかということについてまでは、なかなか見通しは立たないというのが現実です。

私たちといたしましては、例えば、保育園が一つ空きますから、その分の用地をどのようにするか、その分で捻出をするかというのはこれからの課題としていっぱい出てくると思いますが、すべて同時に進行しなければならないということは、それは現実の問題として無理とお考えください。

釜坂道弘議員 今取り組んでおられるその福崎幼児園、これの費用、例えば図面、設計から監理から建物から用地の取得、全部含めて幾らかかっていますか。

学校教育課長 建設工事費につきましては、議会等でご承認賜りましたように２億７９０万円です。以外に、今ご指摘がございましたように、設計とか工事監理、造成など足しますと約３億６３５万円ぐらいになると思います。

釜坂道弘議員 その３億幾らぐらいのお金ができないと、次に田原も八千種もできないということでしょうか。今の答弁聞いておりましたら、そういう受け方をするんですけども。

副 町 長 町長が答弁申し上げましたので、それ以上の答弁は、私からはできないわけがありますが、今、総合計画の後期基本計画を策定検討しています。これらの中にも当然子育て支援という形の中で、次世代のそういう行動計画の見直しもあるでしょうし、そういったような形の中で、策定ができれば実施計画、３カ年の分野で、この実施計画は毎年ローリングするわけがありますが、それら等の中に提示をしていきたいと、このように思っております。

しかしながら、今申し上げましたように、毎年度ローリングを行いますので、年次については、ある一定の時期を示すわけではありますが、財政によっては、やはりそれがずれ込んだり、そういったようなことは多少ございます。

しかしながら、この建設工事の事業費そのものについても特定財源がございしますので、それら等を活用しながら頑張っていきたいと思っております。

釜坂道弘議員 じゃあ副町長にお尋ねしますけども、今おっしゃいました財政的に計画が例えば半年ずれたとか、１年ずれたとかいう、これは理解できる範囲ですけども、そのもとのどういう計画で今から進まれるのか、町が取り組まれるのかというのが全くわからない状態でね、お尋ねしたいと思っております。

副 町 長 これも町長が答弁で申し上げましたように、例えば福崎保育所、福崎南保育所、これらが空いてまいります。それらにつきまして、一方は市街化区域、一方は市街化調整区域というような形になっておりまして、一応これらにつきましても空くわけがありますので、普通財産にさせていただきまして、これらを売却していくというのは一つの特定期源のあり方だと思います。

これらを活用しながら、ということでありまして、年次につきましては、先ほ

ども申し上げましたように、総合計画の後期基本計画ができた段階において実施計画で示しをしたいと思います。

釜坂道弘議員 これは、いくら私がお尋ねしても平行線みたいな感じに受けるんですけども、よくわかるんです、今おっしゃることはね。財政的なものの中にきちっとできることには実施できへんのやということはようわかっておりますけども、福崎町として幼保一体化、今後どういうふうに取り組んでいって、大体いつごろにこういうふうになるんやろうなという計画が、何かなければ町民の方に説明がなかなか私らでもできかねますけれどね。

副 町 長 現在の保育所施設につきましては、築約40年前後たっております。これら等については早急に建て替えしなければならないというのは、町の使命でありますので、それらに取り組んでいきます。

釜坂道弘議員 これね、今後やっぱりきちっと計画いうのを示してほしいと思うんですね。

町長、私がいいよるのは、来年福崎にこの福崎幼稚園ができるわけですね。あとの3校区についてはいつごろできるんですかと単純な質問ですわ。それがサルビアプランに載ってますか、平成何年に建てる予定ですかというて載ってますか。

町 長 それは先ほど答弁をいたしましたように、財政計画やさまざまな条件が整ったときにおいてのみ可能なんですね。すべてのことは十分かつ必要な条件が整ったときに進むんです。それは個人であれ、団体であれ、条件が整わない段階でやるというのは絵にかいたもちにならざるを得ません。

釜坂道弘議員 ですからね、先ほども言いましたように、財政面から計画が狂うということはあるかもわかりませんが、まずそのもとになる計画が全くわからないわけですね、我々には。そういったことを今お尋ねしよるんであって、もちろん財政面が伴わないとできへんことぐらいようわかりますわね。そういったことで、今後この幼保一体化についての施設の建設についての計画、大ざっぱでもいいですから、これは早急に示してほしいと思います。

副 町 長 町長が申し上げましたように、現総合計画の中における前期の基本計画の中でも保育事業の充実ということで、保育施設整備に取り組んでいくというようにして記述をしております。

当然町長が申し上げましたように、財政的な裏打ち、裏づけられた計画でなければならないということもありまして、先ほどから何回となく答弁させていただいておりますように、実施計画で示していきたいと思います。

釜坂道弘議員 今、町長あるいはまた副町長が答弁されますように、サルビアプランですね、計画の中に載ってるやないかといわれるのはよくわかるんです。ところが実際にそしたらいつごろなんかというのが、まず町民は知りたいと思うんですね。それが、お金ができんとでけへんのやと。いつやわからへんのやということで、簡単に言いましたら。計画はしとるのやと。計画はしとるのやけども、それにはお金が要るさかいに、お金ができんことにはそれが実施できへんのやと、簡単にいうたらそうですわね。

ところが、町として、じゃあどういうふうな計画をもってそれに取り組もうとされるんかということをお聞きしたいと思います。幼保一体化されていないあとの3校区について、いわゆる一体化施設の計画があるんかないんかということですね。あるのはあるわけですね、サルビアプランの中で。今からずっと福崎町の中のすべての施設をそういうふうにしていかないかんわけですからね。そういったことでね、早急にそういった計画を示してほしいと思います。これは、平行線になると思いますので、次に質問を変えたいと思います。

2点目は都市計画道路についての三木栄栗線のうちの都市計画道路、大門西

治線ですね。それが今度変更しようとしておられるわけですが、これは恐らく中島井ノ口線の道路の建設に伴って交差点改良ということで、この役場の南のこの道が拡幅されるという計画があるので、計画の変更ということですね。具体的にどういうふうに変更しようとしているのかということをお聞きしときたいと思います。

まちづくり課長 今申されたように、中島井ノ口線の南進に伴って主な交差点を右折レーンを設けるということがきっかけとなったわけですが、この道路のそもそもの位置づけは都市間を結ぶ広域交通の東西線として重要な役割を持った県道でございます。そういったことから、安全な通行の確保ということで中島井ノ口線の完了時には交差点改良ができるようにということで法手続を今進めようとしておるものでございます。

釜坂道弘議員 計画の変更ということで、もともとの計画というのはどんな計画やったんでしょうか。今度計画を変更されるわけですね。だから、もとの計画がこういう計画であって今回変更しようとする計画はこうなんだというのをお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 もとは昭和51年3月16日に県決定で都市計画決定されたんですが、現在は暫定的な幅員で供用開始しているんですが、完成形は当時から18mということであります。

安全面を考慮しまして、例えば中国道のボックスから距離が近いとか、例えば南側には店舗が連たんしている。事業費の関係、交通安全の関係を総合的に考慮して公安委員会とも協議した結果、北へ振る方がいいだろうということでその案をお示ししているところでございます。

釜坂道弘議員 この計画の変更については、今まで何回か説明会が行われたと思います。私もそのうちの一回は出席をさせてもらっております。その中で感じたことは、北一方だけに4m拡幅する内容で変更になったということです。今までは、道路の両方で拡幅するという計画やったのが、一方的に今度は北側だけで4m拡幅するんだということに変更するわけですね。そしたら、当然この北側に土地あるいは建物を持たれている方には、やはり問題点がたくさん出てくると思うんですね。そういった問題点というのは、今のところどのようなものが考えられていますか。

まちづくり課長 住民説明会を2回行っております。1回目は昨年8月23日、2回目は本年2月1日に実施をしております。その中でご意見も聞いておりまして、それに対する町の考え方も示しております。

あわせて本年6月6日から6月20日まで、町の任意でございまして、法的なものではございませんが、法的な縦覧の前に任意縦覧ということで実施をいたしました。その中で、意見書2件ございました。説明会のときに出た意見でもあるんですが、地主と借主との長期契約の関係、そういった営業的な問題、それと長年未整備のままの都市計画道路は廃止すべきではないかということ。あわせて地権者への固定資産税の免除措置も検討してほしいということですが、この意見に対しまして、町の考え方ではありますが、県事業として用地取得及び工事を実施する予定であります。事業用地をお譲りいただく際には公共基準補償等について十分に説明をし、適切な補償をいたしますということになります。

それと、計画道路につきましては、全町的な視点に立ち、必要であるとの方針で決定しておりますので、現時点での廃止は考えておりません。また、都市計画道路の計画決定に伴う固定資産での減免措置はございません。

それから、２点目のご意見につきましては、北側に計画変更しても必ず事業費を抑えられるものではないと。それから、北側変更区間すべてを事業化しない限り部分的に先行して事業を行うとなると、残りの部分は既得事業として行われるリスクがあり、住民は不安であるというものであります。この意見に対しましては、当初に計画決定した内容を是正するためにも今回の計画変更が必要と考えております。

次に、事業費でございますが、事業費そのものが計画変更の第１の理由ではありませんが、費用対効果の面からも優位と考えております。

事業の実施は渋滞交差点の改良など即効性の高いところからの整備を考えております。全体の整備は多額の費用を要するため、予算の範囲で年次計画的に事業を進めるという町の考え方でございます。

釜坂道弘議員　３月の議会に私がこの件じゃなしに都市計画道路についての一般質問をさせてもらったときに、やはり都市計画道路の範囲に入った人のところには、それなりのいろんな規制があるんですよという話をさせてもらったと思うんですね。いやいや、そうじゃなしに、建物建つんやさかいに、そないに規制いうたって都市計画法にのっとってという答弁やったと思うんですけどね。今回でも例えば４ｍ北側に寄るということになれば、そこには賃貸契約されておるところ、税金面からも賃貸料からいろんなもんが絡んでくるんですね。そこへきて相続の関係があるんかないんかしりませんけどね、非常に難しい問題がずっとたくさんあるわけですね。

その中で、一番難しい問題というのが、今も言われましたように、適切な補償金でと。これまだわかれへんわけやね。あんたところ４ｍ分けてなという話を今からしにいかなあかんわけですね。ところが、それ何ぼで分けるのや。さあわかりませんねんと、こういうことすわね、今のところ。これが非常に私聞いておってね、難しい問題やなと思ったんです。よほど町の発展を願う人でないと、なかなか判こつかれへんわけです。個人的なものの考え方する人は判こつかへんわけですね。何ぼで買うてくれんのかわかへん。それが非常に今から難しいなと私思っとるんです。そこら辺についての今後の取り組みをお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長　関係者との合意形成が大事なかなと思いますし、その段階、段階で十分説明をして、今後も透明性・公平性を確保しながら理解を求めていきたいと思っております。来年度から事業着手となるよう県とも連携を深めて事業の推進を図ってきたいと思っております。

釜坂道弘議員　それじゃあ最後に、来年着手できるようにしようかと思ったら、今後どういうことをしていかないかんのか。あるいはまた計画変更のスケジュール的なもの、今からこういうことをしていかないあかんねん。初めて来年着手できるんやというそこまでのスケジュール的なものをお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長　今後のスケジュールとしましては、順調に事務が進めば１１月ごろに都市計画法に基づく広告縦覧、来年１月に都市計画審議会に諮問、２月に県の都市計画審議会に諮問答申、３月に決定告知というスケジュールを考えております。

ただ、県の方が２月に審議会の開催が無理な場合、例えば３月になると決定告示は４月になるということでございます。そういった予定を組んでおります。

釜坂道弘議員　ぜひともそれに向かって頑張ってもらいたいと思うんですけども、非常にスケジュール的に、何かちょっとあってもできないようなスケジュールですね。１１月に告示があって、１月に都市計画審議会の諮問があって、２月に今度、兵庫県都市計画審議会の諮問がある。これが３月になったら３月に決定できない。

それまでに地元が全部賛同してもらわないかんわけですね。ぜひとも頑張ってほしいと思うんです。

次の3番目の質問は、河川の整備についてお尋ねをしたいと思います。

通告では河川整備についてと大ざっぱなことにしておりましたが、内容的にいいましたら、駒ヶ岩周辺の環境の整備についてお尋ねしたい。以前にもほかの議員さんから一般質問であがっていたことも私は記憶しておりますが、国内の河川整備のあり方というものを考えるときに、河川法というようなものがあるわけですね。もともとの河川法の制度というのは、例えば、治水であったり、利水であったりね、そういったものが河川法の目的やったと思うんですけども、さらに、水質とか、あるいは環境の悪化の深刻化とかいろんなものが出てきまして、また、最近では地域の個性を生かした川づくりというようなことがいろんなところでされておるわけですけども、そういったことを踏まえて、1997年の法改正で環境保全、あるいは地域住民の意見の反映というふうな観点から河川法が改正されていますね。その中で、水系ごとにいろんな今まで河川管理者が定めていた工事实施計画基本計画に加えて、その河川の整備基本計画とか、いろんなものが加わってきて、必要に応じては学識経験者や地元の住民の意見を聞くことになってきたというふうに河川法が改正されています。河川法で、水系ごとに地域委員会が設置されるようになったということですけども、この市川についての流域委員会というのがどういうもので、どこに設置されているのかというようなことからまずお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 市川も今申された河川法に基づいて流域委員会が設置されております。市川委員会という名称でございます。これは中播磨県民局長が市川委員会を設置したものであります。目的は、その流域住民からの意見の反映といったことで住民の意見を述べるといったことが目的でございます。

釜坂道弘議員 その委員会というのは、どの程度行われているものでしょうか。

まちづくり課長 第1回目が平成16年の2月に始まりまして、今現在では本年7月25日、これが第9回目の委員会の開催ということになっております。

釜坂道弘議員 市川の左岸に駒ヶ岩というのがあるんですけども、これは柳田國男さんの故郷70年にも出てきますし、子どものときよく遊んだ場所なんです。8月号の広報の裏表紙に新職員さんのコメントが出てますね。これが駒ヶ岩をとらえて出されております。その中に、鈴ノ森明神が神馬で古宮へ飛んだときについたひづめの跡、駒ヶ岩で遊んだ方は皆さんご存じだと思うんですけども、ちょうど馬のひづめがついたような跡があるんです。そういった神話があって、そこから神馬が古宮の上に飛んだんやと。私ら小さいときから駒ヶ岩周辺で遊んでおりましたら、上の子どもたちが教えてくれるわけですね。ここからあそこへ馬が飛んだんやと。そのときについたひづめの跡がこれなんやと。

そやから、あそこで遊んだ人では、そういったものを皆知っとるわけですけども、ただね、私も最近思うんですけども、いつでも行けていた岩に、今行かれへんわけですね、環境が変わってしもて。もう草が生えてるわ、道がなくなってしまうているわ、そういったことでちょっと残念やなと常々思っているわけです。私も辻川界限のいろんな観光ガイドにかかわっている関係で、ここも1カ所ふやしたいなという思いもあったんですけども、とてもやないが、今行けるような状態じゃないですね。これ何とかならへんのかなというて考えるんですけども、まず福崎町が駒ヶ岩をどういうふうにとらえているのかなということをお尋ねしたい。これは社会教育課の方になると思うんですけども、まずそれをお尋ねしてから質問したいと思うんですけど。

社会教育課長 議員ご指摘のとおり、駒ヶ岩につきましては、柳田國男ゆかりの地でもありまして、また文化ゾーン、歴史文化保存活用区画でもありますので、ご指摘のように環境整備は必要と考えております。

なお、平成元年に第3回の柳田國男サミットが開催されました。そのときに駐車場等の整備をしております。その後、地元区等で環境整備に努めていただきました経緯もございますが、現在はご指摘のような状況になっているところであります。

釜坂道弘議員 この河川にかかわる事業をちょっと調べてみたんですけども、河川再生事業あるいは河川環境整備事業、河川整備計画といったものがありまして、国土交通省が2002年から予算項目、あるいは名称まで都市・水環境整備事業というふうに変更して河川環境整備事業に含まれたその整備事業のうちに、特に自然環境の保全とか復元ですね、もとに戻すそういったものを目的として行われる事業の中に、自然再生事業というのを2002年から制度化されておるんですけども、今後こういったものを何とか使いながら、そういった事業の中で県と町と地元が加わっていかないとなかなか進まないと思います。技監これをお尋ねしたいんですけど、こういったことで今後の取り組みができないかどうかと私は思うんですけども。県と町と地元が一緒になってそういった復元、自然再生事業といった取り組みができないんかどうかというのをお尋ねをまずしておきたいと思います。

技 監 先ほどご質問がありましたように、河川整備計画の中で市川の河川整備のあり方を今検討していただいているところです。

今後の河川事業につきましては、河川整備計画のさらに上位に河川整備基本方針というのがございまして、そういったところで位置づけられないとすべての事業が着手できないようなことになっております。ということで、河川整備計画の中で、そういった方向性を位置づけていく、そういうふうに取り組んでまいりたいと思います。

釜坂道弘議員 技監、そういった位置づけができるんでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。位置づけするには、どういうことをしないといかんのかというのをお尋ねしたいと思います。

技 監 なかなか最近では先ほどお話ありましたように、個性のある河川整備というのが求められておりますので、その中で、現在例えば銀の馬車道をどう生かしていくかとかいった取り組みもございますから、そういった歴史の中の位置づけというものをやる。それでもって事業が採択されるかどうか、ちょっとまた別問題だと思いますけど、まずは河川整備計画の中に、駒ヶ岩というのはこういう位置づけであって、それが非常に重要なものであるというのを位置づける必要があると思います。それが整備に結びつくかどうかは、また次の段階になるとは思っております。

釜坂道弘議員 福崎町にとってもこの駒ヶ岩の思いというのは、社会教育課の方からも話がありましたように、ほっとけないものでありますし、私らにとりましても地元にとりましても、非常に残念な思いが今あるんです。小さいときにこういう遊びがあって、こういうことでこういうふうに遊びよったんやというのが、今全くできない。せめてできるところまで何とかしたいなと地元では思っておるんです。地元だけでなかなかそういうことはできないし、やはり後は県あるいは町、地元これが一体となって、今言われましたような位置づけができるように何とかお願いしたいと思います。答弁はよろしいです。これをもって本日の一般質問は終わります。

議 長 以上で、釜坂道弘君の一般質問を終わります。
本日の一般質問は、これにて終了いたします。
以上で、本会議第3日目の日程をすべて終了することとします。
明日は第3番目の通告者は平岡 武君からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
本日は、これにて散会することにいたします。大変ご苦勞さんでございました。

散会 午後0時02分